

在宅生活支援短期宿泊事業

在宅の単身高齢者等が、一時的に体調不良となった場合等、介護保険施設等に短期宿泊することにより、体調回復等を図るとともに、在宅生活の継続及び生活の質の向上を図ります。

【内容】

利用要件は、①退院直後又は一時的な体調不良時における体調回復のため

②その他緊急的に養護が必要な場合

利用回数等は、年間14日を標準とする。

【利用料】

① 第1号被保険者介護保険料段階 第1段階～3段階の者…1泊200円

② 第1号被保険者介護保険料段階 第4段階～7段階の者…1泊400円

③ 第1号被保険者介護保険料段階 第8段階～9段階の者…1泊600円

※食費は全額利用者負担となります。

【対象者】

65歳以上の高齢者等で在宅生活を送るうえで援助が必要と認められる次の要件に該当する者

① 単身世帯の者

② 同居家族等はあるが、同居者が障がい者、要介護者等であるため援助が見込めない世帯の者

③ 同居家族等はあるが、援助拒否等が顕著で援助が見込めない世帯の者

④ 主たる援助者の傷病等のため、一時的に援助が受けられなくなった世帯の者

※介護保険認定者は、日頃利用する短期入所施設が満床等で利用できない場合に、利用できない期間のみ使用できます。